

付属資料1

部分部位設定表

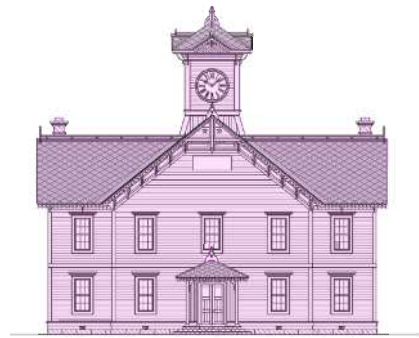
【写真資料編】

外観……………付1-1～付1-10
内観・主屋翼屋1F……………付1-11～付1-28
内観・主屋翼屋2F……………付1-29～付1-39
内観・時計塔……………付1-40～付1-45

【詳細編(根拠・出典含む)】

躯体……………付1-46～付1-47
外観……………付1-48～付1-51
内観・主屋翼屋1F……………付1-52～付1-57
内観・主屋翼屋2F……………付1-58～付1-59
内観・時計塔……………付1-60

【外観】西側立面(正面)



保存部分
保全部分

部位設定表

部位	基準	分類	仕様	備考
屋根	基準2	後	亜鉛引鉄板菱葺	明治42～44年の間に葺葺から金属板菱葺に変更。菱葺となってからの割付はほとんど変わっておらず(付属資料3)、時計台の意匠として特徴的なものとして基準2とした。
	基準5	後	【主屋・翼屋部】構造用パネル、ルーフィング敷	平成10年修理で土居葺を撤去して設置
	基準2	準才	【玄関・時計塔部】土居葺	平成10年修理で古材を撤去して新材で葺き替え。
	基準5	後	ルーフヒーティング(時計塔屋根軒先、玄関屋根軒先、本屋と翼屋境(谷4カ所))	昭和51年に設置したものを、平成10年修理で更新(玄関屋根軒先は平成10年修理で新設)
	基準2	後	フィニアル	当初と形状は相違していることは判明しており、これまでの修理でも積極的な復原は行われていないが、ある時代から続く時計台の意匠上特徴的な部位として基準2とした。
	基準2	後	星形(時計塔、フィニアル)	後補材、当初の詳細形状不明だが意匠上特徴的な部位
	基準4	後	吊環	平成10年修理で取り付けした後補材
軒廻り	基準3	後	屋根塗装	合成樹脂調合ペイント(平成30年にOPからSOPに変更)
	基準1	才、準才	【主屋・翼屋部】化粧谷木、持送り、長押、小間壁、付軒桁、広小舞、登淀、軒縁形、破風、鼻隠、押妻壁、十字状飾り・星形飾り	星形飾り当初材、その他もほぼ当初材(取替材を含むが年代特定はできないため安全側を見て基準1とした)
	基準1	才、準才	【時計塔部】広小舞、軒蛇腹(柱頭縁形)、軒縁形、持送り、軒小天井、千鳥破風押妻壁十字飾り	当初材(取替材を含むが年代特定はできないため安全側を見て基準1とした)
	基準1	才、不	【玄関部】広小舞、持送り、軒桁中央飾り	広小舞は当初材。軒桁中央飾りも当初材の可能性が高く、持送りは不明だが意匠上特徴的で安全側を見て基準1とした。
	基準1	準才	【玄関部】鼻隠	鼻隠は昭和58年に取替。古写真を見る限り形状、個数は当初とほぼ同じ。意匠上特徴的な部位として基準1とした。
外壁	基準2	後	【玄関部】淀	後補材(明治末と想定)。明治年代の特殊な材のため基準2とした。
	基準1	才、不	入隅付柱、付胴差(上端を亜鉛引鉄板包み)	付胴差は当初材。入隅付柱は年代特定はできないが安全側を見て基準1とした。
	基準2	準才	付胴差上端を包む亜鉛引鉄板	納まりからみて金属製の水切りを当初から付けていたと考えられる
	基準2	準才	下見板	下見板年代は明治39年、昭和8、42、51年、平成10年が混在。
	基準2	準才	幕板(二段)	昭和42年の修理にて古写真に基づき復原
	基準2	準才	水切り(亜鉛引鉄板包み)	昭和42年の修理にて古写真に基づき復原
	基準3	後	水切りを包む亜鉛引鉄板	昭和42年から設置(昭和42年以降の改修履歴が無いこと、平成10年修理での解体調査時の記録に当初痕等の存在の記録が無いため昭和42年設置と想定)
	基準2	準才	主要材・外壁・建具等塗装	油性調合ペイント(調色のため、合成樹脂調合ペイントを含む)
	基準1	才	【時計塔部】文字盤、文字盤周囲(羽目板)	文字盤は明治14年当時の亜鉛板と考えられている。文字盤周囲の羽目板は当初材。
	基準1	不	【時計塔部】付柱、見切板、腰水切り、千鳥破風妻面菱格子	年代不明のため安全側を見て基準1とする
	基準2	準才	【時計塔部】袴部分の縦羽目板	西面袴部分の縦羽目板は平成10年修理で全て取替
	基準3	後	【時計塔部】腰水切りを包む亜鉛引鉄板	上記「水切りを包む亜鉛引鉄板」に準じた。
開口部 建具	基準2	準才	窓額縁、笠木、化粧縁、窓枠	昭和42年に復原
	基準3	後	窓笠木上端を包む亜鉛引鉄板	昭和42年に設置(昭和42年以降の改修履歴が無いこと、保存修理工事時に当初痕等の存在の記録が無いため昭和42年設置と想定)
	基準2	準才	窓建具(上げ下げガラス窓)	昭和42年に昭和8年の建具を切り詰め再用して復原、平成10年修理にて復原
	基準2	準才	建具金物	滑車は昭和8年、昭和42年のもの
	基準3	後、不	ガラス	古い年代・取替材のものが混在。今後も破損に応じて取替が必要。
	基準4	後	付縁	平成10年修理で補強工事の納まり調整のため窓額縁の裏に新設。一部現れる納まりとなっているため、基準4とした。
主要材	基準2	後、準才	外周基礎(無筋コンクリート基礎+凝灰岩貼仕上)	昭和42年に無筋コンクリート布基礎を新設、凝灰岩軟石貼は古写真に基づき復原
	基準2	準才	玄関独立柱部基礎(安山岩硬石)	年代不明だが、明治期の古写真でも基礎石は確認できる
	基準1	才、準才	柱	当初材、一部補修で主要な構造を構成する部位
その他	基準3	後	床下換気口	年代不明。明治期の古写真では確認できないが、昭和8年以降の写真では確認できる。

※才:オリジナル/準才:準オリジナル/後:後補/不:不明

部位設定図

外壁

基準2:下見板

基準2:塗装(油性調合ペイント)

外壁

基準1:付胴差(上端を亜鉛引鉄板包み)

基準2:付胴差上端を包む亜鉛引鉄板

基準2:塗装(油性調合ペイント)

主要材

基準1:柱

基準2:塗装(油性調合ペイント)



屋根

基準2:亜鉛引鉄板菱葺

基準5:構造用パネル、ルーフィング敷

基準5:ルーフヒーティング(谷部)

基準3:塗装(合成樹脂調合ペイント)

屋根(玄関)

基準2:亜鉛引鉄板菱葺

基準2:土居葺

基準5:ルーフヒーティング(軒先)

基準3:塗装(合成樹脂調合ペイント)

開口部建具

基準2:上げ下げガラス窓

※詳細は次ページ

その他

基準3:床下換気口

基準2:塗装(油性調合ペイント)

主要材

基準2:外周基礎(無筋コンクリート布基礎+凝灰岩貼仕上)



外壁

基準2:水切り(亜鉛引鉄板包み)

基準3:水切りを包む亜鉛引鉄板

外壁

基準2:幕板(二段)

基準2:塗装(油性調合ペイント)

屋根

基準2:時計塔星形

基準2:塗装(油性調合ペイント)

軒廻り

基準1:千鳥破風拜妻壁十字飾り

基準2:塗装(油性調合ペイント)

軒廻り

基準1:軒蛇腹(柱頭線形)

基準2:塗装(油性調合ペイント)

外壁

基準1:文字壁(金属板)

基準1:文字壁周囲の羽目板

基準2:塗装(油性調合ペイント)

外壁

基準1:付柱

基準2:塗装(油性調合ペイント)

屋根

基準2:フィニアル・星形

基準2:塗装(油性調合ペイント)

軒廻り

基準1:拜妻壁、十字状飾り・星形飾り

基準2:塗装(油性調合ペイント)



屋根

基準2:フィニアル

基準2:塗装(油性調合ペイント)

屋根

基準2:亜鉛引鉄板菱葺

基準2:土居葺

基準5:ルーフヒーティング(軒先)

基準3:塗装(合成樹脂調合ペイント)

外壁

基準1:千鳥破風妻面菱格子

基準2:塗装(油性調合ペイント)

外壁

基準1:腰水切り

基準3:腰水切りを包む亜鉛引鉄板

外壁

基準1:見切板

基準2:塗装(油性調合ペイント)

外壁

基準2:袴部分の縦羽目板

基準2:塗装(油性調合ペイント)

軒廻り

基準1:隅隠

基準2:塗装(油性調合ペイント)

軒廻り

基準1:付軒桁

基準2:塗装(油性調合ペイント)

軒廻り

基準1:小間壁

基準2:塗装(油性調合ペイント)

軒廻り

基準1:長押

基準2:塗装(油性調合ペイント)

外壁

基準1:入隅付柱

基準2:塗装(油性調合ペイント)



軒廻り

基準1:軒線形

基準2:塗装(油性調合ペイント)

軒廻り

基準1:軒小天井

基準2:塗装(油性調合ペイント)

軒廻り

基準1:持送り

基準2:塗装(油性調合ペイント)

軒廻り

基準1:破風

基準2:塗装(油性調合ペイント)

軒廻り

基準1:軒線形

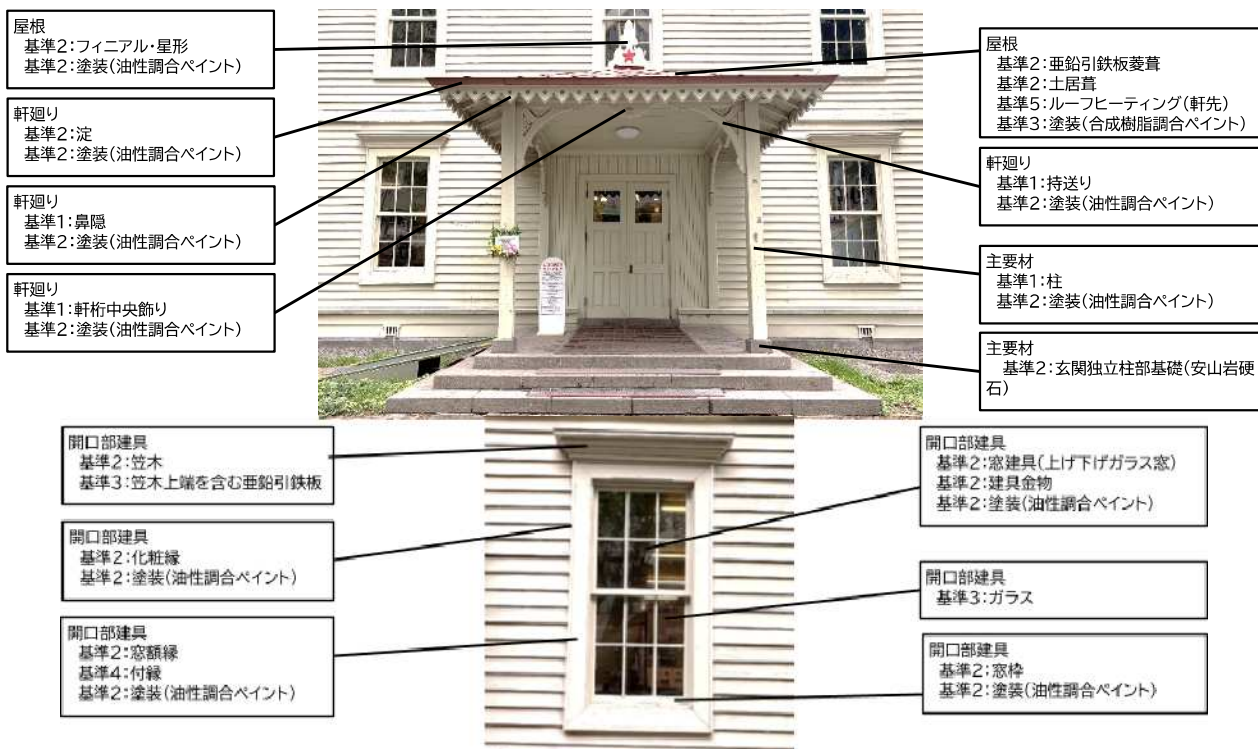
基準2:塗装(油性調合ペイント)

軒廻り

基準1:持送り

基準2:塗装(油性調合ペイント)

付属資料1



【外観】南側立面



部位設定表

部位	基準	分類	仕様	備考
屋根	基準2	後	亜鉛引鉄板菱葺	明治42～44年の間に葺葺から金属板菱葺に変更。菱葺となってからの割付はほとんど変わっておらず(付属資料3)、時計台の意匠として特徴的なものとして基準2とした。
	基準5	後	【主屋・翼屋部】構造用パネル、ルーフィング敷	平成10年修理で土居葺を撤去して設置
	基準2	準才	【玄関・時計塔部】土居葺	平成10年修理で古材を撤去して新材で葺き替え。
	基準5	後	ルーフヒーティング(時計塔屋根軒先、玄関屋根軒先、本屋と翼屋境(谷4カ所))	昭和51年に設置したものを、平成10年修理で更新(玄関屋根軒先は平成10年修理で新設)
	基準2	後	フィニアル	当初と形状は相違していることは判明しており、これまでの修理でも積極的な復原は行われていないが、ある時代から続く時計台の意匠上特徴的な部位として基準2とした。
	基準2	後	星形(時計塔、フィニアル)	後補材、当初の詳細形状不明だが意匠上特徴的な部位
	基準4	後	吊環	平成10年修理で取り付けた後補材
	基準4	後	梯子(主屋屋根面梯子)	昭和26年に鉄製梯子を制作、平成10年修理で在来品を補修して復旧
	基準3	後	屋根塗装	合成樹脂調合ペイント(平成30年にOPからSOPに変更)
軒廻り	基準1	才、準才	【主屋・翼屋部】化粧谷木、持送り、長押、小間壁、付軒桁、広小舞、登淀、軒縁形、破風、鼻隠、拝妻壁、十字状飾り・星形飾り	星形飾り当初材、その他もほぼ当初材(取替材を含むが年代特定はできないため安全側を見て基準1とした)
	基準1	才、準才	【時計塔部】広小舞、軒蛇腹(柱頭縁形)、軒縁形、持送り、軒小天井、千鳥破風拝妻壁十字飾り	当初材(取替材を含むが年代特定はできないため安全側を見て基準1とした)
	基準1	才、不	【玄関部】広小舞、持送り、軒桁中央飾り	広小舞は当初材。軒桁中央飾りも当初材と考えられる。持送りは不明だが意匠上特徴的で安全側を見て基準1とした。
	基準1	準才	【玄関部】鼻隠	鼻隠は昭和58年に取替。古写真より形状、個数は同じ。意匠上特徴的な部位として基準1とした。
	基準2	後	【玄関部】淀	後補材(明治末と想定)。明治年代の特殊な材のため基準2とした。
外壁	基準1	才、不	入隅付柱、付胴差(上端を亜鉛引鉄板包み)	付胴差は当初材。入隅付柱は年代特定はできないが安全側を見て基準1とした。
	基準2	準才	付胴差上端を包む亜鉛引鉄板	納まりからみて金属製の水切りを当初から付けていたと考えられる
	基準2	準才	下見板	下見板年代は昭和8、42年、平成10年が混在。
	基準2	準才	幕板(二段)	昭和42年の修理にて古写真に基づき復原
	基準2	準才	水切り(亜鉛引鉄板包み)	昭和42年の修理にて古写真に基づき復原
	基準3	後	水切りを包む亜鉛引鉄板	昭和42年から設置(昭和42年以降の改修履歴が無いこと、平成10年修理での解体調査時の記録に当初痕等の存在の記録が無いため昭和42年設置と想定)
	基準2	準才	主要材・外壁・建具等塗装	油性調合ペイント(調色のため、合成樹脂調合ペイントを含む)
	基準1	才	【時計塔部】文字盤、文字盤周囲(羽目板)	文字盤は明治14年当時の亜鉛板と考えられている。文字盤周囲の羽目板は当初材。
	基準1	不	【時計塔部】付柱、見切板、腰水切り、千鳥破風妻面菱格子	年代不明のため安全側を見て基準1とする
	基準1	才、準才	【時計塔部】袴部分の豎羽目板	昭和42年に南面の小窓を廃した部分は堅板張りとしている。それ以外の年代は不明。当初材を含む可能性があり、安全側を見て基準1とする。
開口部 建具	基準3	後	【時計塔部】腰水切りを包む亜鉛引鉄板	上記「水切りを包む亜鉛引鉄板」に準じた。
	基準2	準才	窓額縁、笠木、化粧縁、窓枠	昭和42年に復原
	基準3	後	窓笠木上端を包む亜鉛引鉄板	昭和42年に設置(昭和42年以降の改修履歴が無いこと、保存修理工事時に当初痕等の存在の記録が無いため昭和42年設置と想定)
	基準2	準才	窓建具(上げ下げガラス窓)	昭和42年に昭和8年の建具を切り詰め再用して復原、平成10年修理にて復原
	基準2	準才	建具金物	滑車は昭和8年、昭和42年のもの
	基準3	後、不	ガラス	古い年代・取替材のものが混在。今後も破損に応じて取替が必要。
主要材	基準4	後	付縁	平成10年修理で補強工事の納まり調整のため窓額縁の裏に新設。一部現れる納まりとなっているため、基準4とした。
	基準2	後、準才	外周基礎(無筋コンクリート布基礎+凝灰岩貼仕上)	昭和42年に無筋コンクリート布基礎を新設、凝灰岩軟石貼は古写真に基づき復原
	基準2	準才	玄関独立柱部基礎(安山岩硬石)	年代不明だが、明治期の古写真でも基礎石は確認できる
その他	基準1	才	柱	当初材、一部補修で主要な構造を構成する部位
	基準3	後	床下換気口	年代不明。明治期の古写真では確認できないが、昭和8年以降の写真では確認できる。
	基準2	準才	煙突(屋根上:札幌軟石化粧積み)	当初位置の煙突は明治39年に撤去、現在のものは昭和24年に設置、昭和42年に外観復原。

※才:オリジナル/準才:準オリジナル/後:後補/不:不明

部位設定図

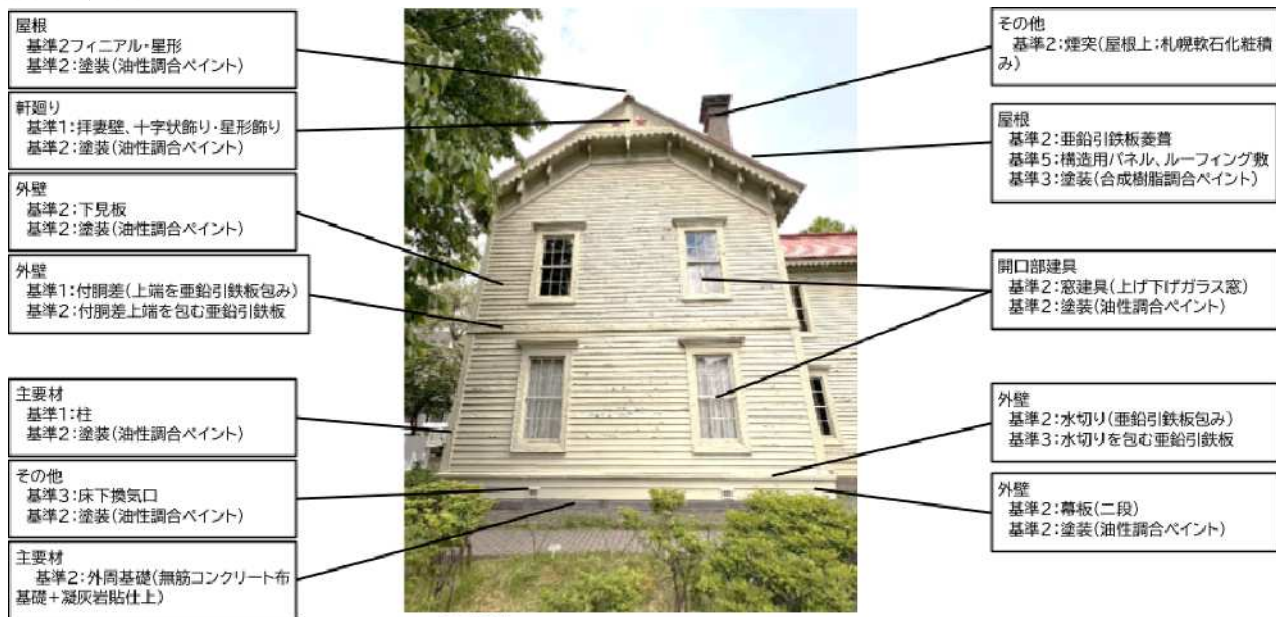


写真01



写真02



写真03

屋根
基準2:フィニアル・星形
基準3:塗装(合成樹脂調合ペイント)



屋根
基準4:梯子(主屋屋根面梯子)
基準3:塗装(合成樹脂調合ペイント)

屋根
基準2:亜鉛引鉄板菱葺
基準5:構造用パネル、ルーフィング敷
基準5:ルーフィング(谷部)
基準3:塗装(合成樹脂調合ペイント)

その他
基準2:煙突(屋根上:札幌軟石化粧積み)

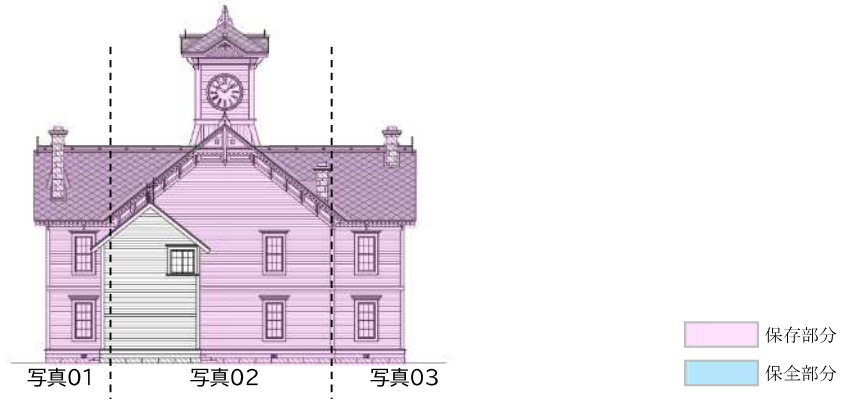


屋根
基準4:吊環
基準3:塗装(合成樹脂調合ペイント)



※時計塔部分は西面を参照

【外観】東側立面(背面)



部位設定表

部位	基準	分類	仕様	備考
屋根	基準2	後	亜鉛引鉄板菱葺	明治42～44年の間に葺草から金属板菱葺に変更。菱葺となったからの割付はほとんど変わっておらず(付属資料3)、時計台の意匠として特徴的なものとして基準2とした。
	基準5	後	【主屋・翼屋部】構造用パネル、ルーフィング敷	平成10年修理で土居葺を撤去して設置
	基準2	準才	【玄関・時計塔部】土居葺	平成10年修理で古材を撤去して新材で葺き替え。
	基準5	後	ルーフヒーティング(時計塔屋根軒先、玄関屋根軒先、本屋と翼屋境(谷4カ所))	昭和51年に設置したものを、平成10年修理で更新。
	基準2	後	フィニアル	当初と形状は相違していることは判明しており、これまでの修理でも積極的な復元は行われていないが、ある時代から続く時計台の意匠上特徴的な部位として基準2とした。
	基準2	後	星形(時計塔、フィニアル)	後補材、当初の詳細形状不明だが意匠上特徴的な部位
	基準4	後	吊環	平成10年修理で取り付けた後補材
	基準4	後	梯子(東階段室から主屋に上る)	昭和26年に鉄製梯子を制作、平成10年修理で新規制作
	基準3	後	屋根塗装	合成樹脂調合ペイント(平成30年にOPからSOPに変更)
軒廻り	基準1	才、準才	【主屋・翼屋部】化粧谷木、持送り、長押、小間壁、付軒桁、広小舞、登淀、軒縁形、破風、鼻隠、拝妻壁、十字状飾り・星形飾り	星形飾り当初材、その他もほぼ当初材(取替材を含むが年代特定はできないため安全側を見て基準1とした)
	基準1	才、準才	【時計塔部】広小舞、軒蛇腹(柱頭縁形)、軒縁形、持送り、軒小天井、千鳥破風拝妻壁十字飾り	当初材(取替材を含むが年代特定はできないため安全側を見て基準1とした)
外壁	基準1	才、不	入隅付柱、付胴差(上端を亜鉛引鉄板包み)	付胴差は当初材。入隅付柱は年代特定はできないが安全側を見て基準1とした。
	基準2	準才	付胴差上端を包む亜鉛引鉄板	納まりからみて金属製の水切りを当初から付けていたと考えられる。
	基準2	才、準才	下見板	下見板年代は、当初材(明治11年)、明治39年、昭和8、42、51年、平成10年が混在。当初材を含むが、「定期的に材料の取り替えを必要とする修理が必要と見込まれる部位」として基準2。
	基準2	準才	幕板(二段)	昭和42年の修理にて古写真に基づき復原
	基準2	準才	水切り(亜鉛引鉄板包み)	昭和42年の修理にて古写真に基づき復原
	基準3	後	水切りを包む亜鉛引鉄板	昭和42年から設置(昭和42年以降の改修履歴が無いこと、平成10年修理での解体調査時の記録に当初痕等の存在の記録が無いため昭和42年設置と想定)
	基準2	準才	主要材・外壁・建具等塗装	油性調合ペイント(調色のため、合成樹脂調合ペイントを含む)
	基準1	才	【時計塔部】文字盤、文字盤周囲(羽目板)	文字盤は明治14年当時の亜鉛板と考えられている。文字盤周囲の羽目板は当初材。
	基準1	不	【時計塔部】付柱、見切板、腰水切り、千鳥破風妻面菱格子	年代不明のため安全側を見て基準1とする。
	基準1	才、準才	【時計塔部】袴部分の縦羽目板	東面南側の縦羽目板は後補材(年代不明)。それ以外は年代不明であるが当初材を含む可能性があるため、安全側を見て基準1とする。
開口部 建具	基準3	後	【時計塔部】腰水切りを包む亜鉛引鉄板	上記「水切りを包む亜鉛引鉄板」に準じた。
	基準2	準才	窓額縁、笠木、化粧縁、窓枠	昭和42年に復原
	基準3	後	窓笠木上端を包む亜鉛引鉄板	昭和42年に設置(昭和42年以降の改修履歴が無いこと、保存修理工事時に当初痕等の存在の記録が無いため昭和42年設置と想定)
	基準2	準才	窓建具(上げ下げガラス窓)	昭和42年に昭和8年の建具を切り詰め再用して復原、平成10年修理にて復原
	基準2	準才	建具金物	滑車は昭和8年、昭和42年のもの
	基準3	後、不	ガラス	当初・取替材のものが混在。平成30年にも部分的に取替あり。今後も破損に応じて取替が必要。
	基準4	後	付縁	平成10年修理で補強工事の納まり調整のため窓額縁の裏に新設。一部現れる納まりとなっているため、基準4とした。
主要材	基準2	後、準才	外周基礎(無筋コンクリート布基礎+凝灰岩貼仕上)	昭和42年に無筋コンクリート布基礎を新設、凝灰岩軟石貼は古写真に基づき復原
	基準1	才、準才	柱	当初材、一部補修で主要な構造を構成する部位
その他	基準3	後	床下換気口	年代不明。明治期の古写真では確認できないが、昭和8年以降の写真では確認できる。
	基準2	準才	煙突(屋根上:札幌軟石化粧積み)	当初位置の煙突は明治39年に撤去、現在のものは昭和24年に設置、昭和42年に外観復原。

※才:オリジナル/準才:準オリジナル/後:後補/不:不明

部位設定図

その他
基準2:煙突(屋根上:札幌軟石化粧積み)

軒廻り
基準1:軒線形
基準2:塗装(油性調合ペイント)

軒廻り
基準1:鼻隠
基準2:塗装(油性調合ペイント)

外壁
基準2:下見板
基準2:塗装(油性調合ペイント)

外壁
基準1:付胴差(上端を亜鉛引鉄板包み)
基準2:付胴差上端を包む亜鉛引鉄板

主要材
基準1:柱
基準2:塗装(油性調合ペイント)

その他
基準3:床下換気口
基準2:塗装(油性調合ペイント)

主要材
基準2:外周基礎(無筋コンクリート布基礎+凝灰岩貼仕上)



屋根
基準4:吊環
基準3:塗装(合成樹脂調合ペイント)

屋根
基準2:亜鉛引鉄板葺き
基準5:構造用パネル、ルーフィング敷
基準5:ルーフィング(谷部)
基準3:塗装(合成樹脂調合ペイント)

開口部建具
基準2:窓建具(上げ下げガラス窓)
基準2:塗装(油性調合ペイント)

外壁
基準2:水切り(亜鉛引鉄板包み)
基準3:水切りを包む亜鉛引鉄板

外壁
基準2:幕板(二段)
基準2:塗装(油性調合ペイント)

写真01

屋根
基準2:フィニアル・星形
基準2:塗装(油性調合ペイント)

軒廻り
基準1:押妻壁、十字状飾り・星形飾り
基準2:塗装(油性調合ペイント)

軒廻り
基準1:付軒桁
基準2:塗装(油性調合ペイント)

屋根
基準4:梯子(東階段室から主屋に上る)
基準3:塗装(合成樹脂調合ペイント)

開口部建具
基準2:窓建具(上げ下げガラス窓)
基準2:塗装(油性調合ペイント)

外壁
基準2:下見板
基準2:塗装(油性調合ペイント)

外壁
基準2:水切り(亜鉛引鉄板包み)
基準3:水切りを包む亜鉛引鉄板

外壁
基準2:幕板(二段)
基準2:塗装(油性調合ペイント)

主要材
基準2:外周基礎(無筋コンクリート布基礎+凝灰岩貼仕上)



屋根
基準2:亜鉛引鉄板葺き
基準5:構造用パネル、ルーフィング敷
基準3:塗装(合成樹脂調合ペイント)

軒廻り
基準1:軒線形
基準2:塗装(油性調合ペイント)

軒廻り
基準1:破風
基準2:塗装(油性調合ペイント)

軒廻り
基準1:持送り
基準2:塗装(油性調合ペイント)

軒廻り
基準1:小間壁
基準2:塗装(油性調合ペイント)

軒廻り
基準1:長押
基準2:塗装(油性調合ペイント)

外壁
基準1:付胴差(上端を亜鉛引鉄板包み)
基準2:付胴差上端を包む亜鉛引鉄板

主要材
基準1:柱
基準2:塗装(油性調合ペイント)

写真02

屋根
基準2:亜鉛引鉄板葺き
基準5:構造用パネル、ルーフィング敷
基準3:塗装(合成樹脂調合ペイント)

外壁
基準2:下見板
基準2:塗装(油性調合ペイント)

外壁
基準1:付胴差(上端亜鉛引鉄板包み)
基準2:付胴差上端を包む亜鉛引鉄板

外壁
基準1:入隅付柱
基準2:塗装(油性調合ペイント)

主要材
基準2:外周基礎(無筋コンクリート布基礎+凝灰岩貼仕上)



その他
基準2:煙突(屋根上:札幌軟石化粧積み)

軒廻り
基準1:軒線形
基準2:塗装(油性調合ペイント)

軒廻り
基準1:鼻隠
基準2:塗装(油性調合ペイント)

開口部建具
基準2:窓建具(上げ下げガラス窓)
基準2:塗装(油性調合ペイント)

主要材
基準1:柱
基準2:塗装(油性調合ペイント)

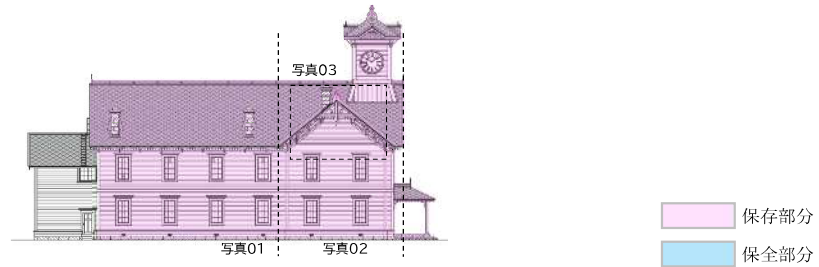
外壁
基準2:水切り(亜鉛引鉄板包み)
基準3:水切りを包む亜鉛引鉄板

外壁
基準2:幕板(二段)
基準2:塗装(油性調合ペイント)

※時計塔部分は西面を参照

写真03

【外観】北側立面



部位設定表

部位	基準	分類	仕様	備考
屋根	基準2	後	亜鉛引鉄板菱葺	明治42～44年の間に桎葺から金属板菱葺に変更。菱葺となつてからの割付はほとんど変つておらず(付属資料3)、時計台の意匠として特徴的なものとして基準2とした。
	基準5	後	【主屋・翼屋部】構造用パネル、ルーフィング敷	平成10年修理で土居葺を撤去して設置
	基準1	準才	【主屋北面中央部棟際】土居葺	明治末年代の土居葺きを約4㎡残し(詳細は保存活用計画P50-51参照)特殊な材料
	基準2	準才	【玄関・時計塔部】土居葺	平成10年修理で古材を撤去して新材で葺き替え。
	基準5	後	ルーフヒーティング(時計塔屋根軒先、玄関屋根軒先、本屋と翼屋境(谷4カ所))	昭和51年に設置したものを、平成10年修理で更新。
	基準2	後	フィニアル	当初と形状は相違していることは判明しており、これまでの修理でも積極的な復原は行われていないが、ある時代から続く時計台の意匠上特徴的な部位として基準2とした。
	基準2	後	星形(時計塔、フィニアル)	後補材、当初の詳細形状不明だが意匠上特徴的な部位
	基準4	後	吊環	平成10年修理で取り付けした後補材
	基準4	後	梯子(東階段室屋根)	昭和26年に鉄製梯子を制作、平成10年修理で在来品を補修して復旧
	基準3	後	屋根塗装	合成樹脂調合ペイント(平成30年にOPからSOPに変更)
軒廻り	基準1	才、準才	【主屋・翼屋部】化粧谷木、持送り、長押、小間壁、付軒桁、登淀、軒線形、破風、鼻隠、押妻壁、十字状飾り・星形飾り	星形飾り当初材、その他もほぼ当初材(取替材を含むが年代特定はできないため安全側を見て基準1とした)
	基準2	準才	【主屋・翼屋部】広小舞	北側の広小舞は昭和42年に取替
	基準1	才、準才	【時計塔部】広小舞、軒蛇腹(柱頭線形)、軒線形、持送り、軒小天井、千鳥破風押妻壁十字飾り	当初材(取替材を含むが年代特定はできないため安全側を見て基準1とした)
	基準1	才、不	【玄関部】広小舞、持送り、軒桁中央飾り	広小舞は当初材。軒桁中央飾りも当初材と考えられる。持送りは不明だが意匠上特徴的で安全側を見て基準1とした。
	基準1	準才	【玄関部】鼻隠	鼻隠は昭和58年に取替。古写真より形状、個数は同じ。意匠上特徴的な部位として基準1とした。
	基準2	後	【玄関部】淀	後補材(明治末と想定)。明治年代の特殊な材料。
外壁	基準1	才、不	入隅付柱、付胴差(上端を亜鉛引鉄板包み)	付胴差は当初材。入隅付柱は年代特定はできないが安全側を見て基準1とした。
	基準2	準才	付胴差上端を包む亜鉛引鉄板	納まりからみて金属製の水切りを当初から付けていたと考えられる
	基準2	才、準才	下見板	下見板年代は、当初材(明治11年)、明治39年、昭和8、42、平成10年が混在。当初材を含むが、「定期的に材料の取り替えを必要とする修理が必要と見込まれる部位」として基準2。
	基準2	準才	幕板(二段)	昭和42年の修理にて古写真に基づき復原
	基準2	準才	水切り(亜鉛引鉄板包み)	昭和42年の修理にて古写真に基づき復原
	基準3	後	水切りを包む亜鉛引鉄板	昭和42年から設置(昭和42年以降の改修履歴が無いこと、平成10年修理での解体調査時の記録に当初痕等の存在の記録が無いため昭和42年設置と想定)
	基準2	準才	主要材・外壁・建具等塗装	油性調合ペイント(調色のため、合成樹脂調合ペイントを含む)
	基準1	才	【時計塔部】文字盤、文字盤周囲(羽目板)	文字盤は明治14年当時の亜鉛板と考えられている。文字盤周囲の羽目板は当初材。
	基準1	不	【時計塔部】付柱、見切板、腰水切り、千鳥破風妻面菱格子	年代不明のため安全側を見て基準1とする
	基準1	才	【時計塔部】袴部分の縦羽目板	当初材を含む可能性があり基準1
開口部 建具	基準3	後	【時計塔部】腰水切りを包む亜鉛引鉄板	上記「水切りを包む亜鉛引鉄板」に準じた。
	基準1	準才	窓額縁、笠木、化粧縁、窓枠	昭和42年に復原
	基準3	後	窓笠木上端を包む亜鉛引鉄板	昭和42年に設置(昭和42年以降の改修履歴が無いこと、保存修理工事時に当初痕等の存在の記録が無いため昭和42年設置と想定)
	基準2	準才	窓建具(上げ下げガラス窓)	昭和42年に昭和8年の建具を切り詰め再用して復原。連窓部についても昭和42年に復原。平成10年修理でも、渡り廊下のあった場所の2カ所を復原。
	基準2	準才	建具金物	滑車は昭和8年、昭和42年のもの
	基準3	後、不	ガラス	古い年代・取替材のものが混在。今後も破損に応じて取替が必要。
	基準4	後	付縁	平成10年修理で補強工事の納まり調整のため窓額縁の裏に新設。一部現れる納まりとになっているため、基準4とした。
主要材	基準2	後、準才	外周基礎(無筋コンクリート布基礎+凝灰岩貼仕上)	昭和42年に無筋コンクリート布基礎を新設、凝灰岩軟石貼は古写真に基づき復原
	基準2	準才	玄関独立柱部基礎(安山岩硬石)	年代不明だが、明治期の古写真でも基礎石は確認できる
	基準1	才、準才	柱	当初材、一部補修で主要な構造を構成する部位
その他	基準3	後	床下換気口	年代不明。明治期の古写真では確認できないが、昭和8年以降の写真では確認できる。
	基準2	準才	煙突(屋根上:札幌軟石化粧積み)	当初位置の煙突は明治39年に撤去、現在のものは主屋南側と北翼屋のものは昭和24年に設置、主屋北側のものは昭和24年以前に設置。昭和42年に外観復原。

※才:オリジナル/準才:準オリジナル/後:後補/不:不明

部位設定図

屋根
基準2:垂鉛引鉄板菱葺
基準5:構造用パネル、ルーフィング敷
基準3:塗装(合成樹脂調合ペイント)
軒廻り
基準1:持送り
基準2:塗装(油性調合ペイント)
軒廻り
基準1:長押
基準2:塗装(油性調合ペイント)
外壁
基準2:下見板
基準2:塗装(油性調合ペイント)
外壁
基準1:付胴差(上端垂鉛引鉄板包み)
基準2:付胴差上端を包む垂鉛引鉄板
主要材
基準1:柱
基準2:塗装(油性調合ペイント)
その他
基準3:床下換気口
基準2:塗装(油性調合ペイント)
主要材
基準2:外周基礎(無筋コンクリート布基礎+凝灰岩貼仕上)



写真01

軒廻り
基準1:軒縁形
基準2:塗装(油性調合ペイント)

その他
基準2:煙突(屋根上:札幌軟石化粧積み)
屋根
基準4:吊環
基準3:塗装(合成樹脂調合ペイント)
軒廻り
基準1:鼻隠
基準2:塗装(油性調合ペイント)
軒廻り
基準1:小間壁
基準2:塗装(油性調合ペイント)
外壁
基準1:入隅付柱
基準2:塗装(油性調合ペイント)
開口部建具
基準2:窓建具(上げ下げガラス窓)
基準2:塗装(油性調合ペイント)
外壁
基準2:水切り(垂鉛引鉄板包み)
基準3:水切りを包む垂鉛引鉄板
外壁
基準2:幕板(二段)
基準2:塗装(油性調合ペイント)

外壁
基準2:下見板
基準2:塗装(油性調合ペイント)
開口部建具
基準2:窓建具(上げ下げガラス窓)
基準2:塗装(油性調合ペイント)
外壁
基準2:幕板(二段)
基準2:塗装(油性調合ペイント)
主要材
基準2:外周基礎(無筋コンクリート布基礎+凝灰岩貼仕上)



写真02

屋根
基準2:垂鉛引鉄板菱葺
基準5:構造用パネル、ルーフィング敷
基準3:塗装(合成樹脂調合ペイント)
外壁
基準1:付胴差(上端垂鉛引鉄板包み)
基準2:付胴差上端を包む垂鉛引鉄板
主要材
基準1:柱
基準2:塗装(油性調合ペイント)
外壁
基準2:水切り(垂鉛引鉄板包み)
基準3:水切りを包む垂鉛引鉄板
その他
基準3:床下換気口
基準2:塗装(油性調合ペイント)

屋根
基準2:フィニアル・星形
基準2:塗装(油性調合ペイント)
軒廻り
基準1:拝妻壁、十字状飾り・星形飾り
基準2:塗装(油性調合ペイント)
軒廻り
基準1:付軒桁
基準2:塗装(油性調合ペイント)

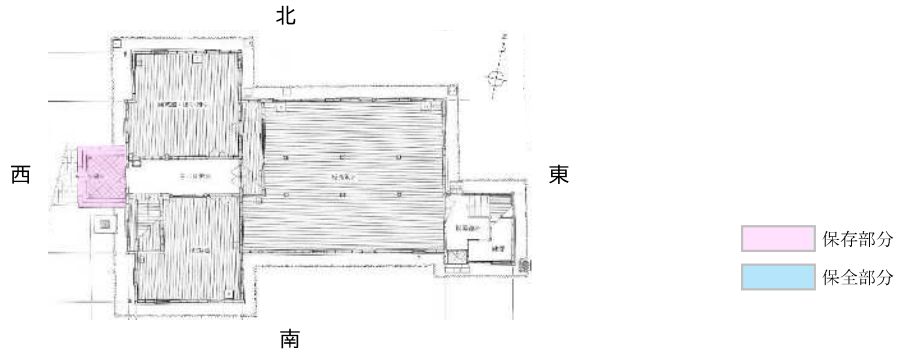


写真03

軒廻り
基準1:軒縁形
基準2:塗装(油性調合ペイント)
軒廻り
基準1:破風
基準2:塗装(油性調合ペイント)
軒廻り
基準1:持送り
基準2:塗装(油性調合ペイント)
軒廻り
基準1:小間壁
基準2:塗装(油性調合ペイント)
軒廻り
基準1:長押
基準2:塗装(油性調合ペイント)

※時計塔部分は西面を参照

【内部1階】玄関ポーチ



部位設定表

部位	基準	分類	仕様	備考
床	基準2	準オ	石階段(札幌軟石)、ポーチ床(中央部:札幌硬石、両脇:登別硬石 四半敷)	昭和42年に新設。創建時から明治40年代古図に3段の階段が記され、創建当初および明治期の古写真でも階段状のものが確認でき、素材の詳細は不明だが、当初の状態を保っているとして基準2とした。
	基準2	不	石造沓摺	年代不明(昭和42年に15cm広げている)だが、石階段に準じて基準2とした。
天井	基準1	不	打上げ天井・天井廻縁	未解体のため詳細不明だが、塗膜調査では当初材と同様の履歴を持つため基準1とした。
壁	基準2	準オ	小幅縦板張り	昭和42年に取替
開口部建具	基準2	準オ	木製ガラス入り両開扉・建具枠	昭和42年に幅を15cm広げて取替
主要材	基準1	不	独立柱	年代不明だが、主要な構造であり、根継痕があり安全側を見て基準1とした。
	基準2	準オ	独立柱基礎(安山岩)	年代不明だが、明治期の古写真でも基礎石は確認できる
塗装	基準2	準オ	主要材・外壁・建具等塗装	油性調合ペイント(調色のため、合成樹脂調合ペイントを含む)
照明器具	基準4	後	シーリングライト	平成10年工事では、在来品をそのまま再用
その他	—	—	—	—

※オ:オリジナル/準オ:準オリジナル/後:後補/不:不明

部位設定図

-東面-

- 壁
基準2:小幅縦板張り
基準2:塗装(油性調合ペイント)
- 開口部建具
基準2:木製ガラス入り両開扉・建具枠
基準2:塗装(油性調合ペイント)
- 主要材
基準1:独立柱
基準2:塗装(油性調合ペイント)
- 主要材
基準2:独立柱基礎(安山岩)



- 床
基準2:石造沓摺
- 床
基準2:ポーチ床(中央部:札幌硬石、両脇:登別硬石 四半敷)
- 床
基準2:石階段(札幌軟石)

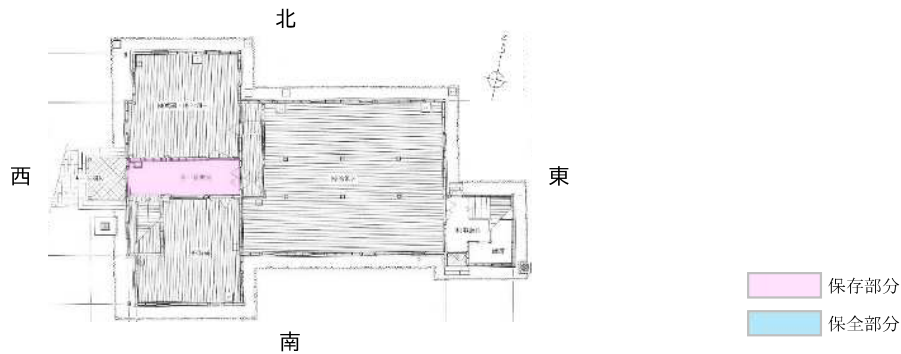
-天井-

- 天井
基準1:打ち上げ天井
基準2:塗装(油性調合ペイント)
- 天井
基準1:天井廻縁
基準2:塗装(油性調合ペイント)



- 照明器具
基準4:シーリングライト

【内部1階】玄関ホール・風除室



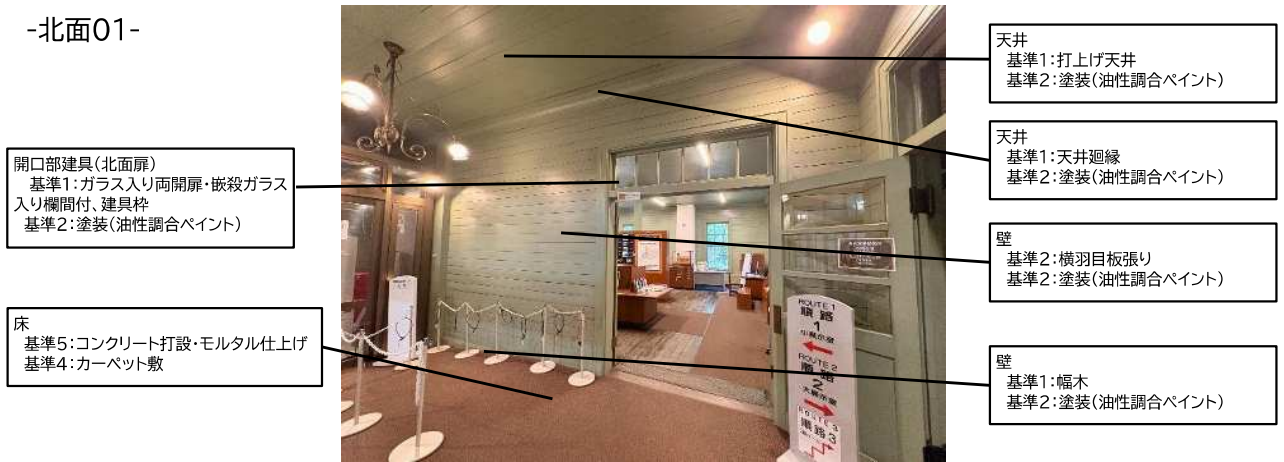
部位設定表

部位	基準	分類	仕様	備考
床	基準5	後	コンクリート打設・モルタル仕上げ	昭和8年にコンクリート土間に変更。昭和42年新設。平成10年修理で補修。
	基準4	後	カーベツト敷	
天井	基準1	不	打上げ天井	未解体のため年代不明。安全側を見て基準1とした。
	基準1	不	天井廻縁	未解体のため詳細不明だが線形の形状に差異は認められない。安全側を見て基準1とした。
壁	基準2	準オ	横羽目板張り	昭和8年に腰縦羽目板・上部漆喰塗に貼替したものを昭和42年に横羽目板張りとする。
	基準1	不	幅木	年代特定できていないため、安全側を見て基準1とした。
開口部建具	基準1	不	北面・南面扉：ガラス入り両開扉・嵌殺ガラス入り欄間付、建具枠	年代不明。昭和8年にガラスを嵌めた。建具枠には建具取外しや蝶番位置変更の痕跡が残り、安全側を見て基準1とした。(小展示室南面扉・事務室北面扉と同一扉)
	基準1	不	東面扉：ガラス入り両開き自在扉・嵌殺ガラス入り欄間付、建具枠	年代不明。昭和8年にガラスを嵌めた。建具枠には建具取外しや蝶番位置変更の痕跡が残り、安全側を見て基準1とした。(廊下西面扉と同一扉)
	基準4	後	風除室間仕切・扉(アルミサッシ・ガラス扉・ガラス欄間)	冬季の外気流入を防ぐため、平成14年に設置。
	基準3	後	南面窓：4枚建て引違いガラス窓・嵌殺ガラス入り欄間付、建具枠、カウンター	当初は壁面、昭和42年改修時も維持(建具は従前を再用)。(事務室北面窓と同一窓)
主要材	—	—	—	—
塗装	基準2	準オ	天井・内壁・額縁・建具等木部塗装	油性調合ペイント
照明器具	基準2	後	シャンデリア	昭和8年取り付けと考えられるシャンデリアに倣い昭和42年に製作。意匠上特徴的なものとして基準2。
	基準4	後	ダウンライト	平成10年時計台建築活用工事にて設置。
その他	基準1	不	木製分銅案内枠	年代不明のため安全側を見て基準1とする。平成10年修理で分銅案内枠の補強方法を変更。

※オ：オリジナル/準オ：準オリジナル/後：後補/不：不明

部位設定図

-北面01-



-北面02(風除室内)-

その他
基準1:木製分銅案内枠
基準2:塗装(油性調合ペイント)



開口部建具(風除室間仕切・扉)
基準4:アルミサッシ・ガラス扉・ガラス
欄間

-東面01-

天井
基準1:打上げ天井
基準2:塗装(油性調合ペイント)

天井
基準1:天井廻縁
基準2:塗装(油性調合ペイント)

床
基準5:コンクリート打設・モルタル仕上げ
基準4:カーペット敷



照明器具
基準4:ダウンライト

壁
基準2:横羽目板張り
基準2:塗装(油性調合ペイント)

開口部建具(東面扉)
基準1:ガラス入り両開き自在扉・嵌殺
ガラス入り欄間付、建具枠
基準2:塗装(油性調合ペイント)

-東面02(風除室内)-



開口部建具(風除室間仕切・扉)
基準4:アルミサッシ・ガラス扉・ガラス
欄間

-南面01-

壁
基準2:横羽目板張り
基準2:塗装(油性調合ペイント)

開口部建具(南面東側扉)
基準1:ガラス入り両開扉・嵌殺ガラス
入り欄間付、建具枠
基準2:塗装(油性調合ペイント)



天井
基準1:打上げ天井
基準2:塗装(油性調合ペイント)

天井
基準1:天井廻縁
基準2:塗装(油性調合ペイント)

開口部建具(南面窓)
基準3:4枚建て引違いガラス窓・嵌殺
ガラス入り欄間付、建具枠、カウンター
基準2:塗装(油性調合ペイント)

壁
基準1:幅木
基準2:塗装(油性調合ペイント)

-南面02(風除室内)-



開口部建具(風除室間仕切・扉)
基準4:アルミサッシ・ガラス扉・ガラス
欄間

-西面01-



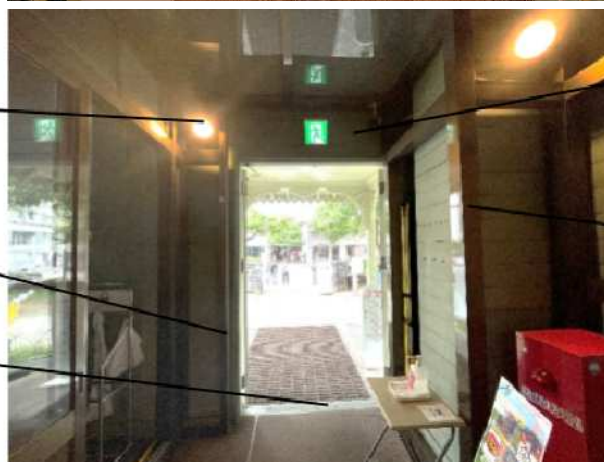
照明器具
基準2:シャンデリア

照明器具
基準4:ダウンライト

開口部建具(風除室間仕切・扉)
基準4:アルミサッシ・ガラス扉・ガラス
欄間

床
基準5:コンクリート打設・モルタル仕上げ
基準4:カーペット敷

-西面02(風除室内)-



照明器具
基準4:ダウンライト

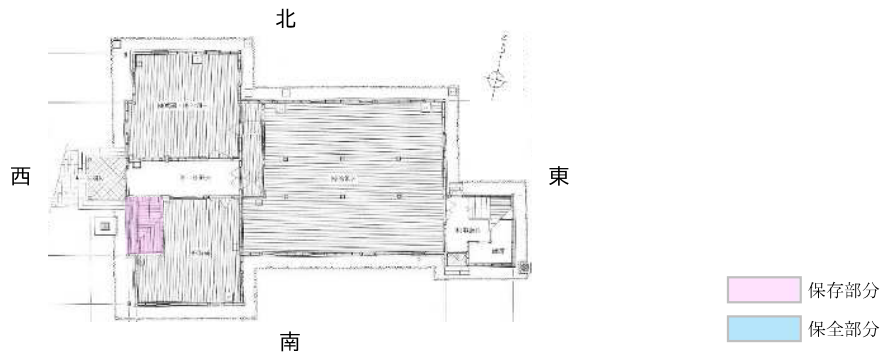
壁
基準2:横羽目板張り
基準2:塗装(油性調合ペイント)

開口部建具(玄関ポーチ)
基準2:木製ガラス入り両開扉・建具枠
基準2:塗装(油性調合ペイント)

開口部建具(風除室間仕切・扉)
基準4:アルミサッシ・ガラス扉・ガラス
欄間

床(玄関ポーチ)
基準2:石造畜摺

【内部1階】西階段



部位設定表

部位	基準	分類	仕様	備考
床	基準2	準才	段板	昭和42年に復原
	基準2	準才	蹴込板	昭和42年に復原
	基準4	後	塩ビシート・ステンレス製ノンスリップ(仮設)	平成10年修理で取替
天井	基準1	不	打上げ天井	未解体のため年代不明。安全側を見て基準1とした。
	基準1	不	天井廻縁	未解体のため詳細不明だが線形の形状に差異は認められない。安全側を見て基準1とした。
壁	基準2	準才	横羽目板張り	昭和8年に腰懸羽目板・上部漆喰塗に貼替したものを昭和42年に横羽目板張りとする。
	基準1	不	幅木	年代特定できていないため、安全側を見て基準1とした。
	基準4	後	付縁	昭和42年に、フローリングと幅木の不陸矯正が完全ではないため付加したもの。将来は取り去られるべきものとされるため、基準4とした。
開口部建具	基準2	準才	上げ下げガラス窓、建具枠	昭和24年(昭和8年のものを切り詰めて再用)に復原
	基準4	後	風除室間仕切・扉(アルミサッシ・ガラス扉・ガラス欄間)	冬季の外気流入を防ぐため、平成14年に設置。
主要材	基準1	オ	持送り(階段上り口両脇柱)	年代不明。安全側を見て基準1とした。
塗装	基準2	準才	主要材・天井・内壁・額縁・建具等木部塗装	油性調合ペイント
照明器具	基準4	後	シーリングライト	平成10年時計台建築活用工事にて設置。
その他	基準1	不	階段親柱・手摺・手摺子・幕板	昭和42年の復原の際に、可能な限り遺存材を再用しているが、その年代は不明。安全側を見て基準1とした。
	基準4	後	樹脂製手摺	平成21年バリアフリー化改修工事にて設置。

※オ:オリジナル/準オ:準オリジナル/後:後補/不:不明

部位設定図

-北面01-



-北面02-

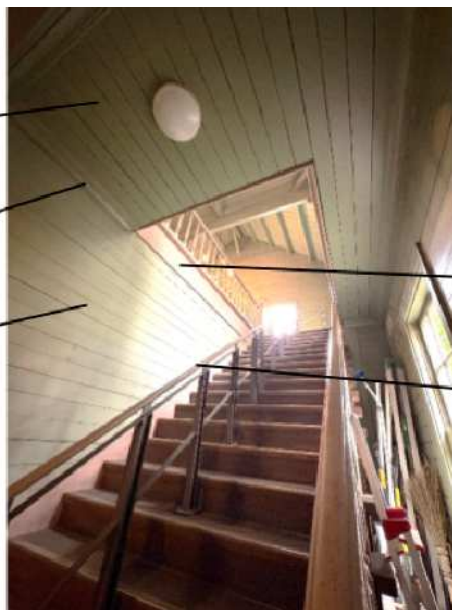


-東面-

天井
基準1:打上げ天井
基準2:塗装(油性調合ペイント)

天井
基準1:天井廻縁
基準2:塗装(油性調合ペイント)

壁
基準2:横羽目板張り
基準2:塗装(油性調合ペイント)



その他
基準1:幕板
基準2:塗装(油性調合ペイント)

その他
基準4:樹脂製手摺

-南面-

その他
基準1:幕板
基準2:塗装(油性調合ペイント)

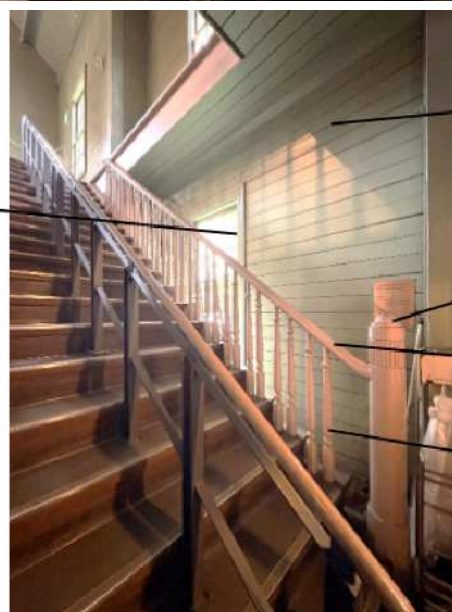
床
基準2:段板
基準4:塩ビシート・ステンレス製ノンスリップ(仮設)

床
基準2:蹴込板



-西面-

開口部建具(西面窓)
基準2:上げ下げガラス窓、建具枠
基準2:塗装(油性調合ペイント)



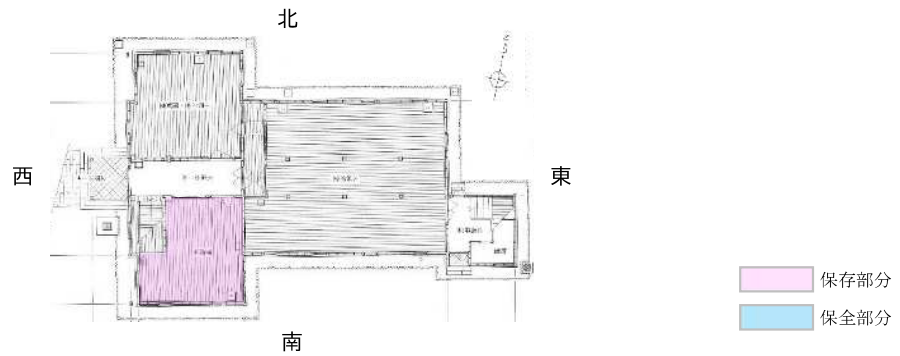
壁
基準2:横羽目板張り
基準2:塗装(油性調合ペイント)

その他
基準1:階段親柱
基準2:塗装(油性調合ペイント)

その他
基準1:手摺
基準2:塗装(油性調合ペイント)

その他
基準1:手摺子
基準2:塗装(油性調合ペイント)

【内部1階】事務室



部位設定表

部位	基準	分類	仕様	備考
床	基準1	オ	下張り板(捨板)	昭和35年以前のもの。未調査のため当初材が残る可能性があり安全側を見て基準1とした。
	基準3	後	仕上材(フローリング)	後補のフローリング張り。昭和35年以前のもの。
	基準5	後	Pタイル敷(フローリングの上)	平成10年修理で設置
	基準5	後	カーペット敷	事務室入口に敷設
	基準2	準オ	杢摺	後補材、昭和42年の取替材と思われる
天井	基準1	不	打上げ天井	未解体のため年代不明。安全側を見て基準1とした。
	基準1	不	天井廻縁	未解体のため詳細不明だが繰形の形状に差異は認められない。安全側を見て基準1とした。
	基準5	後	石膏ボード+岩綿吸音板(打上げ天井および梁下端を覆う)	平成10年時計台建築活用工事にて設置
壁	基準2	準オ	横羽目板張り	昭和8年に腰懸羽目板・上部漆喰塗に貼替したものを昭和42年に横羽目板張りとする。
	基準1	不	幅木	年代特定できていないため、安全側を見て基準1とした。
	基準4	後	石膏ボードクロス張り(横羽目板張り、煙突部を覆う)	平成10年時計台建築活用工事にて設置。窓から内部を傍観できるため基準4とした。
	基準5	後	仕切壁・物入	平成10年時計台建築活用工事にて設置。
開口部建具	基準1	不	ガラス入り両開扉・嵌殺ガラス入り欄間付	年代不明。昭和8年にガラスを嵌めた。建具枠には建具取外しや蝶番位置変更の痕跡が残り、安全側を見て基準1とした。(玄関ホール南面扉と同一扉)
	基準3	後	北面窓:4枚建て引違いガラス窓・嵌殺ガラス入り欄間付、建具枠	当初は壁面、昭和42年の改修でも残された(建具は従前のものを再用)。(玄関ホール南面窓と同一窓)。
	基準2	準オ	西東南窓:上げ下げガラス窓、建具枠	昭和42年(昭和8年のものを切り縮めて再用)に復原
	基準5	後	内窓:両開きガラス窓(上げ下げガラス窓の内側に設置)、建具枠	後補
主要材	基準4	後	鉄製円柱	後補、昭和36年に補強のため設置。時計台の内部塗装色に合わせて塗装がされているため、基準4とした。
	基準5	後	方杖・山形鋼(化粧石膏ボードにより覆われている)	後補の補強材(2階梁下端突出部の補強)
塗装	基準2	準オ	主要材・天井・内壁・額縁・建具等木部塗装	油性調合ペイント
照明器具	基準5	後	ベースライト	平成10年時計台建築活用工事にて設置。
その他	基準3	後	煙突(屋根下:煉瓦積み/プラスター塗)	当初位置の煙突は明治39年に撤去。現在のものは昭和24年に設置。昭和42年修理ではプラスターの塗直し。平成10年修理でモルタル補修、鉄筋・モルタル充填補強。
	基準4	後	煙突塗装(合成樹脂エマルジョン塗)	平成10年修理でモルタル補修のうえ合成樹脂エマルジョン塗としている。事務室(管理区域内)であるが、他の煙突に倣い、基準4とする。
	基準5	後	カーテンレール、カーテン	平成10年修理で設置
	基準5	後	アコーディオンドア、レール	平成10年修理で設置

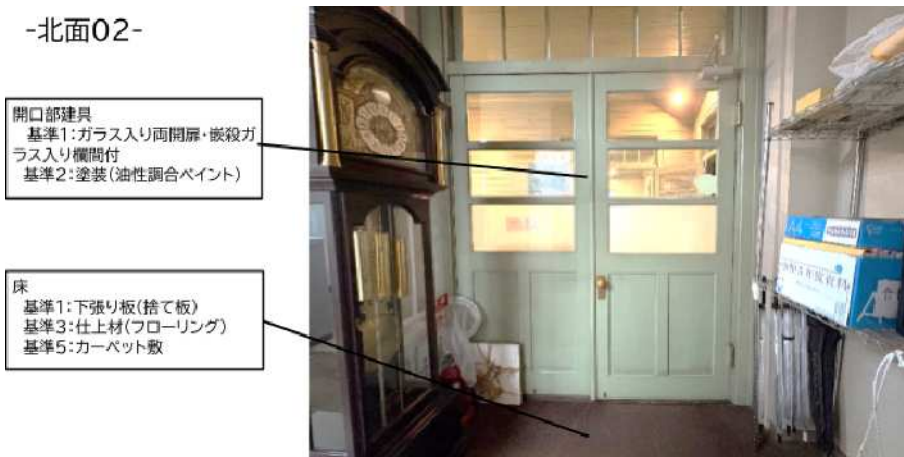
※オ:オリジナル/準オ:準オリジナル/後:後補/不:不明

部位設定図

-北面01-



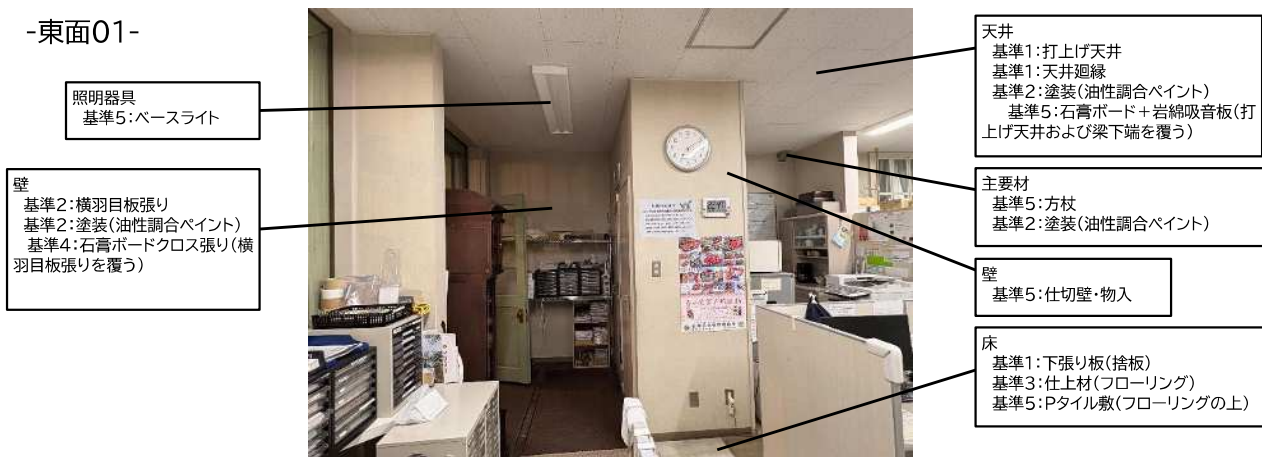
-北面02-



-北面03-



-東面01-



-東面02-

照明器具
基準5:ベースライト

壁
基準2:横羽目板張り
基準1:幅木
基準2:塗装(油性調合ペイント)
基準4:石膏ボードクロス張り(横羽目板張りを覆う)



壁
基準5:仕切壁

開口部建具(内窓)
基準5:両開きガラス窓(上げ下げガラス窓の内側に設置)、建具枠

-東面03-



壁
基準5:仕切壁

-南面01-

照明器具
基準5:ベースライト

その他
基準3:煙突
(屋根下:煉瓦積み/プラスター塗)
基準4:煙突塗装
(合成樹脂エマルション塗)
基準4:石膏ボードクロス張り
(煙突部を覆う)

その他
基準5:カーテンレール、カーテン

開口部建具(南面窓)
基準2:上げ下げガラス窓、建具枠
基準2:塗装(油性調合ペイント)



天井
基準1:打上げ天井
基準1:天井廻縁
基準2:塗装(油性調合ペイント)
基準5:石膏ボード+岩綿吸音板(打上げ天井および梁下端を覆う)

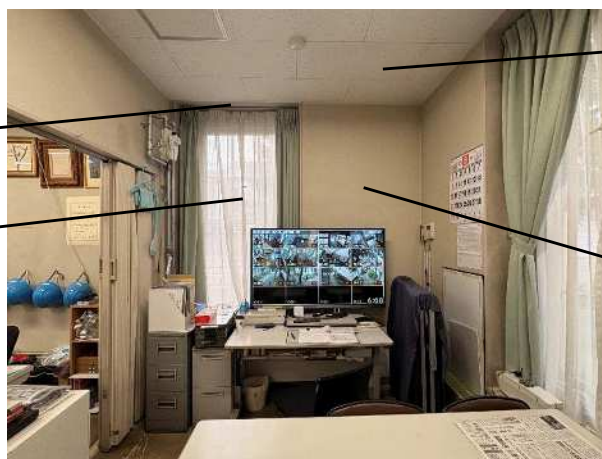
壁
基準2:横羽目板張り
基準1:幅木
基準2:塗装(油性調合ペイント)
基準4:石膏ボードクロス張り(横羽目板張りを覆う)

床
基準1:下張り板(捨板)
基準3:仕上材(フローリング)
基準5:Pタイル敷(フローリングの上)

-南面02-

その他
基準5:カーテンレール、カーテン

開口部建具(南面窓)
基準2:上げ下げガラス窓、建具枠
基準2:塗装(油性調合ペイント)



天井
基準1:打上げ天井
基準1:天井廻縁
基準2:塗装(油性調合ペイント)
基準5:石膏ボード+岩綿吸音板(打上げ天井および梁下端を覆う)

壁
基準2:横羽目板張り
基準1:幅木
基準2:塗装(油性調合ペイント)
基準4:石膏ボードクロス張り(横羽目板張りを覆う)

-西面01-

照明器具
基準5:ベースライト



天井
基準1:打上げ天井
基準1:天井廻縁
基準2:塗装(油性調合ペイント)
基準5:石膏ボード+岩綿吸音板(打上げ天井および梁下端を覆う)

壁
基準2:横羽目板張り
基準1:幅木
基準2:塗装(油性調合ペイント)
基準4:石膏ボードクロス張り(横羽目板張りを覆う)

-西面02-

壁
基準5:仕切壁(垂れ壁)

その他
基準5:アコーディオンドア、レール



床
基準1:下張り板(捨板)
基準3:仕上材(フローリング)
基準5:Pタイル敷(フローリングの上)

-西面03-

その他
基準5:カーテンレール、カーテン

開口部建具(西面窓)
基準2:上げ下げ窓、建具枠
基準2:塗装(油性調合ペイント)

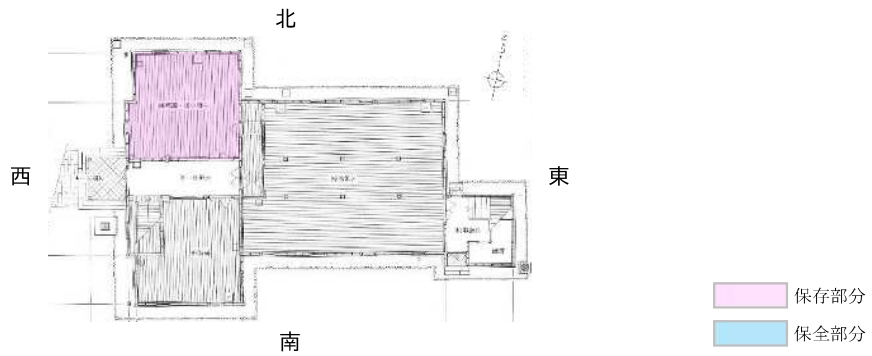
床
基準1:下張り板(捨板)
基準3:仕上材(フローリング)
基準5:Pタイル敷(フローリングの上)



天井
基準1:打上げ天井
基準1:天井廻縁
基準2:塗装(油性調合ペイント)
基準5:化粧石膏ボード+岩綿吸音板(打上げ天井および梁下端を覆う)

壁
基準2:横羽目板張り
基準1:幅木
基準2:塗装(油性調合ペイント)
基準4:石膏ボードクロス張り(横羽目板張りを覆う)

【内部1階】小展示室



部位設定表

部位	基準	分類	仕様	備考
床	基準1	不	下張り板(捨板)	昭和35年以前のもの。未調査のため当初材が残る可能性があり安全側を見て基準1とした。
	基準3	後	仕上材(フローリング)	後補のフローリング張り。昭和35年以前のもの。
	基準4	後	カーペット敷	一部に敷設
	基準2	準オ	沓摺	後補材、昭和42年の取替材と思われる
天井	基準1	不	打上げ天井	未解体のため年代不明。安全側を見て基準1とした。
	基準1	不	天井廻縁	未解体のため詳細不明だが線形の形状に差異は認められない。安全側を見て基準1とした。
壁	基準2	準オ	横羽目板張り	昭和8年に腰竖羽目板・上部漆喰塗に貼替したものを昭和42年に横羽目板張りとする。
	基準1	不	幅木	年代特定できていないため、安全側を見て基準1とした。
	基準4	後	付縁	昭和42年に、フローリングと幅木の不陸矯正が完全ではないため付加したもの。将来は取り去られるべきものとされるため、基準4とした。
開口部建具	基準1	不	東面扉、南面扉：ガラス入り片開扉・嵌殺ガラス入り欄間付、建具枠	年代不明。昭和8年にガラスを嵌めた。建具枠には建具取外しや蝶番位置変更の痕跡が残り、安全側を見て基準1とした。(廊下西面北側扉と同一扉)
	基準2	準オ	西東北窓：上げ下げガラス窓、建具枠	昭和42年(昭和8年のものを切り縮めて再用)に復原。東面窓は平成10年修理で復原したもの。
主要材	基準2	後	木製支柱(独立柱：舟肘木状の受け材付き)	明治39年に2階梁下端部の突出部を受ける材として設置。後補材だが、明治時代の部材であり特殊な仕様として基準2とした。
	基準3	後	木製支柱(独立柱)化粧板	昭和8年の改修で設置
	基準1	オ、準オ	梁	主要な構造
	基準1	オ、準オ	柱	主要な構造
塗装	基準2	準オ	主要材・天井・内壁・額縁・建具等木部塗装	油性調合ペイント
照明器具	基準4	後	ベースライト	平成10年時計台建築活用工事にて設置。
その他	基準3	後	煙突(屋根下：煉瓦積み/プラスター塗)	当初位置の煙突は明治39年に撤去。現在のものは昭和24年に設置。昭和42年修理ではプラスターの塗直し。平成10年修理でモルタル補修、鉄筋・モルタル充填補強。
	基準4	後	煙突塗装(合成樹脂エマルジョン塗)	平成10年修理でモルタル補修のうえ合成樹脂エマルジョン塗としている。
	基準4	後	温暧暖房器具、配管	平成10年修理で設置
	基準4	後	音響設備、監視カメラ	平成10年修理で設置
	基準5	後	移動式粉末消火設備	平成10年修理で設置

※オ：オリジナル/準オ：準オリジナル/後：後補/不：不明

部位設定図

-北面-

- 照明器具
基準4:ベースライト
- その他
基準3:煙突(屋根下:煉瓦積み/ブラスター塗)
基準4:塗装(合成樹脂エマルション塗)
- 開口部建具(北面窓)
基準2:上げ下げガラス窓、建具枠
基準2:塗装(油性調合ペイント)
- 床
基準1:下張り板(捨板)
基準3:仕上材(フローリング)



- 天井
基準1:打上げ天井
基準2:塗装(油性調合ペイント)
- 天井
基準1:天井廻縁
基準2:塗装(油性調合ペイント)
- 壁
基準2:横羽目板張り
基準2:塗装(油性調合ペイント)

-東面-

- 主要材
基準1:梁
基準2:塗装(油性調合ペイント)
- その他
基準4:音響設備
- その他
基準4:監視カメラ
- 主要材
基準1:柱
基準2:塗装(油性調合ペイント)
- 開口部建具
基準2:上げ下げガラス窓、建具枠
基準2:塗装(油性調合ペイント)
- 床
基準1:下張り板(捨板)
基準3:仕上材(フローリング)
基準4:カーペット敷(一部)



- 天井
基準1:打上げ天井
基準2:塗装(油性調合ペイント)
- 天井
基準1:天井廻縁
基準2:塗装(油性調合ペイント)
- 壁
基準2:横羽目板張り
基準2:塗装(油性調合ペイント)
- 開口部建具(東面扉)
基準1:ガラス入り片開扉・嵌殺ガラス入り欄間付、建具枠
基準2:塗装(油性調合ペイント)

-南面01-

- 壁
基準2:横羽目板張り
基準2:塗装(油性調合ペイント)
- 開口部建具(南面扉)
基準1:ガラス入り両開扉・嵌殺ガラス入り欄間付、建具枠
基準2:塗装(油性調合ペイント)
- 床
基準2:沓摺



- 天井
基準1:打上げ天井
基準2:塗装(油性調合ペイント)
- 天井
基準1:天井廻縁
基準2:塗装(油性調合ペイント)
- 床
基準1:下張り板(捨板)
基準3:仕上材(フローリング)

-南面02-



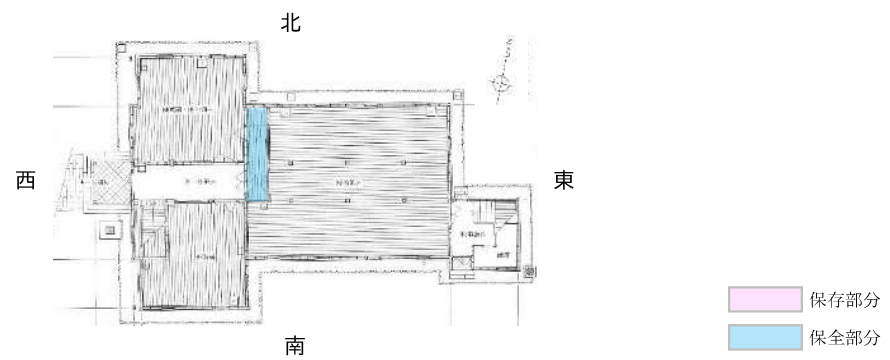
-東面-



-設備等拡大-



【内部1階】廊下(売店)



部位設定表

部位	基準	分類	仕様	備考
床	基準1	不	下張り板(捨板)	昭和35年以前のもの。未調査のため当初材が残る可能性があり安全側を見て基準1とした。
	基準3	後	仕上材(フローリング)	後補のフローリング張り。昭和35年以前のもの。
	基準4	後	カーペット敷	
	基準2	準オ	沓摺	後補材、昭和42年の取替材と思われる
天井	基準2	後	打上げ天井	時代は断定できないが後補材である(昭和8年と推察される)。昭和42年の修理では既存材を残す。
	基準1	不	天井廻縁	未解体のため詳細不明だが線形の形状に差異は認められない。安全側を見て基準1とした。
壁	基準2	準オ	横羽目板張り	昭和8年に腰横羽目板・上部漆喰塗に貼替したものを昭和42年に横羽目板張りとする。
	基準1	不	幅木	年代特定できていないため、安全側を見て基準1とした。
	基準4	後	付縁	昭和42年に、フローリングと幅木の不陸矯正が完全ではないため付加したもの。将来は取り去られるべきものとされるため、基準4とした。
	基準3	後	横羽目板張り間仕切壁(大展示室との仕切壁)	昭和24年に新設
開口部建具	基準1	不	西面北寄り扉:ガラス入り片開扉・嵌殺ガラス入り欄間付、建具枠	年代不明。昭和8年にガラスを嵌めた。建具枠には建具取外しや蝶番位置変更の痕跡が残り、安全側を見て基準1とした(小展示室東面扉と同一扉)。
	基準1	不	西面南寄り扉:ガラス入り両開き自在扉・嵌殺ガラス入り欄間付、建具枠	年代不明。昭和8年にガラスを嵌めた。建具枠には建具取外しや蝶番位置変更の痕跡が残り、安全側を見て基準1とした(玄関ホール東面扉と同一扉)。
	基準3	後	東面扉:ガラス入り両開扉、建具枠	当初にない廊下壁面の扉。年代不明だが、塗装の塗り重ねが少ない点からも、新しい年代のものと思われる(大展示室東面扉と同一扉)。
	基準2	準オ	北窓:上げ下げガラス窓、建具枠	平成10年修理で復原したもの(大展示室との境界に位置)
主要材	—	—	—	—
塗装	基準2	準オ	天井・内壁・額縁・建具等木部塗装	油性調合ペイント
照明器具	基準4	後	ベースライト	平成10年時計台建築活用工事にて設置。
その他	—	—	—	—

※オ:オリジナル/準オ:準オリジナル/後:後補/不:不明

部位設定図

-北面-

